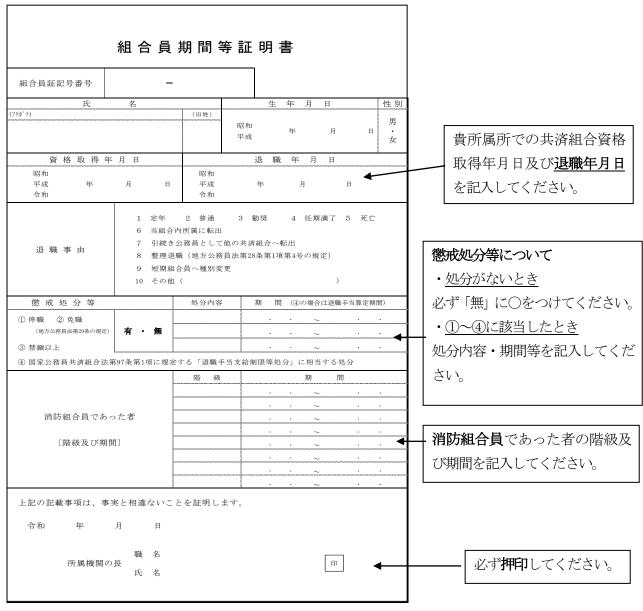
組合員期間等証明書

組合員が退職・転出したときに提出してください。

(注)年金加入期間に係る組合員期間証明のため、短期組合員が退職する場合は提出不要です。

	異 動 事 由	退職届書	組合員期間等証明書
1	退職(死亡退職を含む。)	\circ	0
2	退職と同時に「 退職等年金給付 」(新3階) を請求	×	0
3	引続き、当組合内の他の所属所へ転出 (内部転出) 引続き、公務員として他の共済へ転出 (外部転出)	×	0
4	引続き、公務員として再任用(地方公務員法第28条の4)	×	×
5	引続き、一般職 ⇒ 特別職など (組合員種別の変更)	×	×
6	引続き、一般職 ⇒ 短期組合員 (組合員種別の変更)	0	0



※組合員在職中に、老齢(障害)厚生年金の請求があったときは、共済組合から依頼します。

〔この場合、退職年月日・退職事由は、記入不要です。〕